

「(仮称) 世田谷区空家等の対策の推進等に関する条例」 骨子 (案)

1 目的

この条例は、建物等の適正な維持管理、管理不全な状態にある建物等に対する措置、並びに空家等の有効活用について必要な事項を定めることにより、区民生活の安全・安心の確保と良好な生活環境の保全を図り、地域福祉の増進に寄与することを目的とする。

2 定義

空家等など、条例で使用する主要な用語について定義する。

3 対象

この条例は、措置については管理不全な状態にある建物等を、有効活用については空家等を対象とする。

4 所有者等の責務

建物等を所有し、占有し、又は管理する者（以下「所有者等」という。）は、常に建物等の適正な維持管理に努めるものとする。

5 区の責務

区は、管理不全な状態にある建物等に対する必要な措置を講ずるよう努める。また、所有者等が空家等の発生を予防するために必要な対策を講ずるよう努める。

6 関係機関との連携

本条例の目的を達するために、関係機関等との連携・協力体制を図るものとする。

7 調査

区長は、条例の目的を達成するために必要な調査を行うことができる。

8 管理不全な状態にある建物等に対する措置

区長は、著しく管理不全な状態にある建物等の所有者等に対し、改善のための助言・指導、勧告、命令、公表の措置を講ずることができる。

9 代執行

区長は、行政代執行法により代執行を行うことができる。

10 応急安全代行措置

区長は、建物等の危険な状態を回避するために必要最低限度の措置を講ずることができる。なお、時間的余裕がないと認める時は、緊急措置として行うことができる。

11 適正な維持管理と有効活用

区は、管理不全な状態にある空家等の発生予防と適正に維持管理されている空家等の有効活用を図るため、所有者等に情報提供などの必要な支援を行う。

12 審査会

区長は、条例の施行に関し意見を聴くため、区長の付属機関として審査会を設置する。